

入札参加資格申請には、従業員の個人住民税の特別徴収実施が必要です。

個人住民税の特別徴収とは

※事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に、従業員に支払う給与から個人住民税（市町村民税＋県民税）を差し引いて、課税した市町村に納入していただく制度です（地方税法及び市町村条例で定められています）。

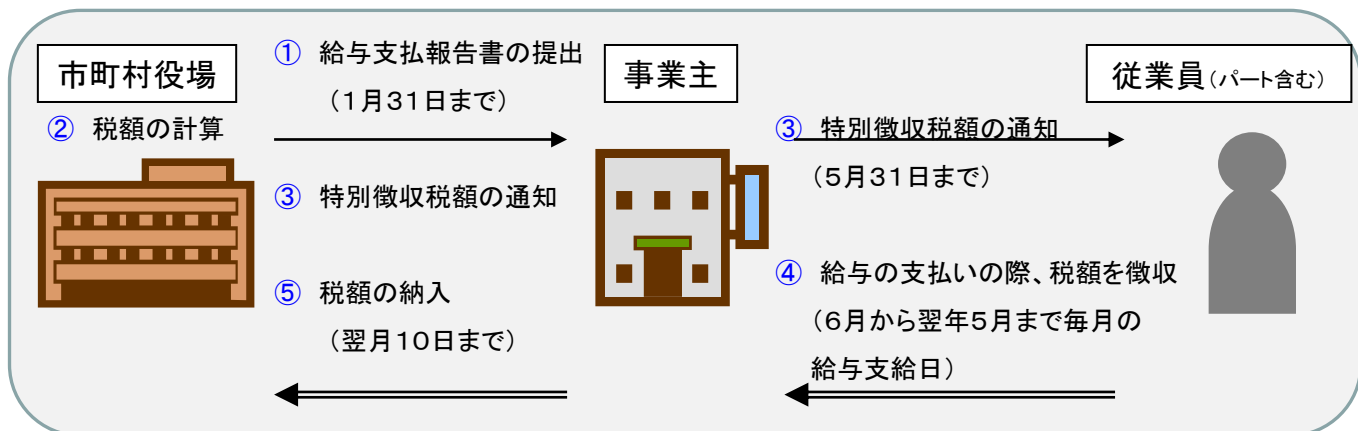
個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書について

■既に実施している事業所については領収証書の写しを個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書に添付し、提出してください。領収証書がない場合は、税務課で確認を受けてください。

なお、現在実施していない事業所については、日向市税務課（日向市に従業員がいない場合は、特別徴収の対象となる従業員のいる県内市町村の税務課）で、特別徴収義務者として指定を受けてください。

特別徴収による納税の仕組み

毎年5月に特別徴収義務者（事業主）あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに合計額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。**所得税のように、税額を計算する必要はありません。*



【お問合せ先】

○ 日向市役所税務課市民税係 (TEL0982-52-2111 内線2115)